



新型コロナウイルス感染症による死亡等を保障する特約の改定（団体保険）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害による死亡等を保障する団体保険商品について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」の改正後も、個人保険と同様に、新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害死亡保険金等の支払対象としておりました。

「感染症法」の改正に伴い、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」が廃止されたことから、当該政令に準拠する新型コロナウイルス感染症の定義を見直し、下記のとおり、対象商品の約款を改定いたします。

記

1. 改定内容（下線部）

改定後	改定前
<p>別表 対象となる感染症 (途中省略)</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u> であるものに限る。)を含めます。</p>	<p>別表 対象となる感染症 (途中省略)</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第一条に定める新型コロナウイルス感染症</u>を含めます。</p>

※新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、改定後の内容にて、災害死亡保険金等をお支払いします。

2. 対象保険種類

団体定期保険災害割増特約、団体定期保険傷害特約、団体定期保険災害保障特約

団体定期保険こども災害割増特約、団体定期保険こども傷害特約、団体定期保険こども災害保障特約

3. 改定日

2022年3月1日

4. その他

お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

以上